

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	青木 健
論文審査担当者	主 査	柳沢 遊 (慶應義塾大学経済学部教授 修士 (経済学))	
	副 査	飯田 恭 (慶應義塾大学経済学部教授 博士 (経済学))	
		松沢裕作 (慶應義塾大学経済学部准教授 博士 (文学))	
	面接担当	細田衛士 (慶應義塾大学経済学部教授 博士 (経済学))	
		神田さやこ (慶應義塾大学経済学部教授 Ph.D.)	
(論文審査の要旨)			
1. 論文タイトル			
「近現代日本における共有林と林政—基層としての「民林自治」—」			
2. 論文の概要			
<p>本論文は、近現代日本の林野史の基層には「民林自治」が根強く存在したという命題を、〔1〕世界史 (グローバル・ヒストリー) のなかでの日本林野史の特徴づけ、〔2〕近代日本における森林制度の整備過程に関する国家 (マクロ) レベルの政策史研究、〔3〕信州の一山村 (末端の地域社会) に関する近現代一世紀を通じた地域史 (ミクロ・ヒストリー) の研究、という3つのアプローチを通じて、多面的に論証・実証したものである。</p> <p>〔1〕本論文はまず、序章において、国内外で刊行された英文・和文の関連諸文献を広く渉猟しつつ、世界史のなかでの日本林野史の特徴付けを試みる。諸文献の検討を通じて、序章は、世界史のなかでとりわけ中・西欧 (典型的にはドイツ) と日本とが早くも近世に持続的な森林管理を成功させるに至っていたが、その際、中・西欧では持続的な森林管理において公権力の強い主導性が見られたのに対し、日本ではむしろ公権力の直接的な森林管理への志向が弱く、末端の地域社会における「民」 (農民)こそが森林管理の主要な担い手であったのだという命題を析出する。その意味で、日本林野史の基層には「民林自治」が存在するという辻瀨洲 (1897) の同時代的理解こそが、世界史における日本の林野史の特徴をよく表現するものであるとされ、ここに「民林自治」が本論文のキーワードの地位を得ることになる。</p> <p>〔2〕本論文は次に、第一部 (第一・二章) において、日本林野史における「民林自治」の根強さを、国家林政 (マクロ) のレベルで、近代の森林制度の整備過程に焦点をあてながら実証する。第一章では、国有林経営の体制整備について、1899年成立の国有林野法およびその関係法案の帝国議会における審議過程を、その議事録を用いて検討する。本章が目にするのは、国有林野の保護を地元民に委託する代わりに芝草・落枝などの雑産物を採取させる委託林制度や、地元民に国有林野上で林木を育成させ、収穫物を官民で分収する部分林制度が国有林野法に規定されたことであ</p>			

る。議会では、ドイツやフランスの例に倣って経営林地の官民区分の徹底を図る路線が提起され、国有林野上に農民の「私権的利用」を重疊的に残す委託林・部分林制度が「野蠻ノ遺風」とまで断ぜられながらも、結局は近世以来の伝統をもつ両制度が、その好実績を評価されて残ることとなった。本章はそこに「民林自治」の根強さを確認するのである。

続く第二章は、公有林制度の整備過程について、とりわけ施業案監督制の導入（1907年）や官行造林制度の導入（1920年）およびその運用実態を中心に、帝国議会での審議や当事者の証言などをもとに考察する。本章はまず当時の林政当局も参照したドイツの事情を紹介する。ドイツでは16世紀以来、村落共同体ないし部落のもつ森林が、行政上の市町村に属する公共財産の性質をもつようになった。つまり森林は、専門的な施業指導者によって経営され、その収益が市町村一般の財政需要に充当される金庫財産森林へと転換されることとなったのである。そして、その際重要なのは、この転換の前提として、従来の農民による林野利用の清算が行われたことである、と本章は言う。つまりドイツでは農民の「私権的利用」を清算し純然たる公的な林地が創出されたのである。一方日本では、この前提を欠いたままに、施業案監督制や官行造林制度が導入されることとなった。そして、それらの制度設計においてはむしろ地元住民の部落有林に対する「私権的利用」への濃厚な配慮が見られたため、そもそも従来の部落有林を純粋な「公有林」につくりかえること自体が難航を極めた、というのが本章の実証するところである。つまり「民林自治」の強さとそれへの配慮が、公有林政策の展開それ自体を阻んだというのである。

〔3〕本論文は、続く第二部（第三・四章）において、長野県下伊那郡山本村山本区の共有林経営を事例に取り、地元に残存する各種史料を整理・分析しながら、「民林自治」にもとづく森林管理の実態を、一世紀にわたって詳細に明らかにする。

第三章では、1875年から1950年までの時期、すなわち農民が共有林を草山・薪炭林として利用していた段階が扱われる。そして「民林自治」がこの時期を通じて実際に機能していたことが、次のような事実発見を通じて明らかにされるのである。まず、山本区は明治期の町村制の下では行政村山本村に合併されたが、近世以来山本区が所有してきた区有林の事実上の所有・経営主体は末端の山本区にあり、農民によるその利用（芝草刈・炭灰焼など）は、共有山保護規約という山本区のルール（「生ける法」）によって律せられていた。明治末期には、行政村の基本財産造成のために区有林の一部を山本村に寄付するが、山本村がこれを放置したために、山本区は自治管理の権限を取戻し、その際、山本村の官行造林案を排して自らの入会利用を保持した。アジア・太平洋戦争期に入ると、戦時下の食糧・林産物増産要請のもとで公権力や木材商人からの区有林に対する圧力が増したが、森林資源の保続的管理の観点から山本区はこれらをはねのけた。戦後になると、行政村は引揚者・疎開者の帰農のために区有林の開墾を強行したが、この開墾は実際には区有林の入会権者（既存農家）の増反に寄与することとなった。

第四章では、1950年から1980年にかけての時期が扱われ、「民林自治」に起きた次のような変化が明らかにされる。すなわち1950年代になると、造林が次第に活発化する中で、山本区有林の利用も、従来の草山・薪炭林利用から立木売却による収益金獲得を志向した利用へと重点が移ることとなる。そのなかで、在来種の大規模な皆伐が起こり、また国家資本の導入によって造林を進めて行かねばならない状況に至るなど、従来の自治的森林管理に重大な変化が生ずるのである。だがその一方で本章は、山本区（財産区）が森林収益の地域社会への配分の均霑化に努めたことを明らかにし、その点に「民林自治」の伝統の持続性を見出すのである。

3. 論文の評価

本論文は、日本経済史研究の領域において極めて重要でありながら従来あまり注目されてこなかった林野史という分野に真正面から取り組んだ本格的かつ画期的な研究であり、日本経済史研究に新たな地平を拓いた。そして本論文は全体として、日本林野史における「民林自治」という問題を高度の一貫性をもって追究し、その持続性をグローバルな比較史・マクロの政策史・ミクロの地域史という多面的な方法を駆使しながら論証・実証した力作であると評価できる。とりわけこのアプローチの多様性は、数多くのメリットと潜在的可能性を本論文にもたらしている。この点を敷衍しよう。

本論文の心髄は、何と云っても信州の山本村山本区に関する一世紀にわたる精緻なミクロ分析（第三・四章）にある。その際、区有文書という自治体史料としては考え得る限りもっとも人々の実態に近い史料に地元との信頼関係を構築しつつ接近し、それを丁寧に読み込んで貴重な史実を数多く発掘したことは、歴史的にみて極めて大きな貢献である。それゆえ、第三章の主要部分が日本史学の代表的な専門学術誌である『日本史研究』に掲載されたのも十分頷けよう。

また本論文は「民林自治」の事例を提示するにとどまらず、それが日本の国家林政のレベルでも本質的な重要性をもっていたことを、近代日本が好んで参照したドイツやフランスとの比較にまで踏み込んで実証・論証している（第一・二章）。その際、ドイツやフランスの森林制度・森林史について深く理解すること自体、日本史家にとって決して容易なことではないのだが、学位申請者がこの難題を、英語の（一部高度に実証的な）諸文献を丹念に読みこんでクリアーし、説得力のある比較考察を行っていることは特筆に値する。それゆえ、本論文はグローバル・ヒストリーの領域で成果を国際的に発信する潜在力をもっており、実際に現在そのための論考が準備されている。

もちろん、本論文には残された課題もある。まず、「民林自治」を日本の林野史の基層を成す特質と見定めたがゆえに、山本区有林の一世紀にわたる分析において、そこに

民林自治の「持続性」を見出そうとする志向が強く、民林自治の限界をも見据えたその「歴史性」（歴史的变化）の把握には課題を残している。

また、「民林自治」における「自治」の強さについては十分に論証が行われたものの、その「自治」がどれだけ持続可能な森林経営に寄与し得るものであったのかという環境史的な問題への貢献が必ずしも明瞭ではない。

さらに、公有林と民林自治との関係については、林政レベルの調査（第二章）に加えて山本村に関する実態調査（第三・四章）があるが、他方、国有林と民林自治との関係については林政レベルでの調査（第一章）があるにとどまり、それに対応する実態調査が存在しない。但しこの点については、学位申請者が新規の研究をすでに準備し始めていることが面接時に明らかとなった。

4. 結論

以上のようないくつかの問題点はあるものの、本論文が、林野史という分野への本格的な取り組みをもって日本経済史研究の地平を大きく切り拓くことに成功した画期的作品であること、そして、地道かつ濃密な史料調査を通じて豊かな史実発掘を行うとともに、国内外の文献の広く深い読み込みを通じて確かな比較史的知見を構築した作品であることに疑問の余地はない。それゆえ審査委員会は全会一致で、本論文が博士学位に十分に値する論文であると判断した。